（出生時育児休業申出の方法等）

第二十一条の二　（略）

２　第七条第二項から第八項までの規定は、出生時育児休業申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第六条第三項」とあるのは「第九条の三第三項」と、同条第七項中「第一項第三号若しくは第七号から第十二号まで」とあるのは「第一項第三号若しくは第七号」と、「第五条第七項」とあるのは「第九条の二第四項」と読み替えるものとする。

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え）

第二十二条　法第九条の六第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項	第六条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）及び第二項	第六条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第五十七条		
（略）	（略）	（略）
第三項、第七条第二項（第九条の四において準用する場合を含む。）	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条第二項（第九条の四において準用する場合及び第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
（略）	（略）	（略）

２　（略）

第四章　子の看護等休暇

（法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話）

第二十三条　法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話は、同項の小学校第三学年修了前の子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

（法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める事由）

第二十三条　法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一　学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十九条の規定による出席停止

二　保育所等その他の施設又は事業における学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前号に掲げる事由に準ずる事由

（法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定めるもの）

第二十三条の二　法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定めるものは、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とする。

（出生時育児休業申出の方法等）

第二十一条の二　（略）

２　第七条第二項から第八項までの規定は、出生時育児休業申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第六条第三項」とあるのは「第九条の三第三項」と、同条第七項中「同項第三号若しくは第七号から第十二号まで」とあるのは「同項第三号若しくは第七号」と、「第五条第七項」とあるのは「第九条の二第四項」と読み替えるものとする。

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え）

第二十二条　法第九条の六第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項	第六条第一項ただし書及び第二項	第六条第一項ただし書及び第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第五十七条		
（略）	（略）	（略）
第三項、第七条第二項	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
（略）	（略）	（略）

２　（略）

第四章　子の看護休暇

（法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話）

第二十二条　法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

第二十三条　削除

（新設）